

東京海洋大学海洋生命科学部における転学部に関する取扱要領

平成16年 4月 1日

海洋大規第191号

改正 平成29年 2月20日 海洋大規第 62号

改正 平成31年 3月22日 海洋大規第 45号

第1 この要領は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第30条第3項の規定に基づき、海洋工学部及び海洋資源環境学部在学する学生が海洋生命科学部に転学部する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 転学部の時期は、第2年次の学年の始めとする。

第3 転学部できる学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 海洋工学部及び海洋資源環境学部の第1年次に在学している学生（ただし留年した学生を除く。）
- (2) 一般入試により入学した学生
- (3) 転学部出願時において、18単位以上修得している学生
- (4) 転学部出願時において、履修登録した全ての授業科目（成績評価が「認」（T）の科目及び成績評価がされていない後学期科目及び通年科目（IP）を除く。）の70%以上（小数点第一位切上げ）が「優」又は「A」以上であること。
- (5) 大学入試センター試験において、転学部希望先の各学科が指定する次の教科を受験していること。

転学部希望先学科	指定教科
海洋生物資源学科	数学, 理科, 外国語
食品生産科学科	数学, 理科, 外国語
海洋政策文化学科	指定なし

- (6) 海洋工学部学生にあつては、東京海洋大学海洋工学部履修規則第19条の規定に基づく第2年次進級要件を満たすこと。
- (7) 海洋工学部学生にあつては、次に掲げるいずれかの英語資格等を保持していること。（出願時に資格のスコアカード又は合格証明書の原本を提出できること。）

英語資格等	スコア
TOEIC Listening & Reading Test	500点以上
TOEFL	TOEFL (iBT) 52点以上
IELTS	バンド4.5以上

第4 転学部を志望する学生は、第1年次後学期の所定の期間内に転学部願書を学長に提出しなければならない。

2 転学部の志望先は、1学科のみとする。

第5 転学部を志望する学生の選考方法等については、東京海洋大学海洋生命科学部教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

第6 転学部の許可は、転学部希望先の各学科及び委員会で選考のうえ東京海洋大学海洋生命科学部教授会の議を経て学長が決定する。

第7 転学部を許可された学生の転学部前に修得した単位（学則第34条から第36条までの規定に基づき修得した単位を含む。）の取り扱いについては、委員会が別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第62号）

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年海洋大規第45号）

この取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。